

福山市販路開拓支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等が行う新規事業開拓のために必要な、販路開拓事業に対して、市が予算の範囲内でその経費の一部を助成することにより、中小企業者等の販路開拓を支援し、もって本市の産業活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者及び中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第2号の規定に該当する者をいう。
- (2) 「大企業」とは、「中小企業者」以外の者で、事業を営む者をいう。
- (3) 「みなし大企業」とは、次の者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる条件を全て満たす中小企業者とする。ただし、みなし大企業は除く。

- (1) 福山市内に本社又は事業所を有すること
- (2) 代表者及び従業員等が、次のいずれにも該当しないこと
 - ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であること
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- (4) 補助金の交付申請書の提出日又は補助金の実績報告書提出日の時点で倒産(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第35条第1項第1号に規定する倒産をいう。)している事業主(再生手続開始の申立て(民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。)又は更生手続開始の申立て(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。))を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。)でないこと。

- (5) 福山市に納付すべき市税の滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意すること
- (6) 申請日において現に事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること
- (7) グループ申請については構成員の2分の1以上が福山市内に本社又は事業所を有すること
- (8) 国内販路開拓支援事業にあつては、過去2か年度において当該補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業は、次に掲げるもの（当該年度において、他に国・県等の公的補助を受けているものを除く。）とする。

- (1) 自らの製品又は技術を国内で開催される展示会へ出展する事業で、次に掲げる条件の全てを満たすもの（以下「国内販路開拓支援事業」という。）
 - ア 首都圏等で開催される全国規模のもの
 - イ 会場における即時販売を目的としないもの
 - ウ 他者が主催するもの
- (2) 自らの製品又は技術を海外で開催される展示会へ出展する事業で、次に掲げる条件の全てを満たすもの（以下「海外販路開拓支援事業」という。）
 - ア 海外で開催されるもの
 - イ 他者が主催するもの
- (3) 自らの製品又は技術をオンラインで開催される展示会へ出展する事業で、次に掲げる条件の全てを満たすもの（以下「オンライン販路開拓支援事業」という。）
 - ア 他者が主催するもの

(補助対象経費)

第5条 補助の対象とする経費は、それぞれ次に掲げる事業費及びその他市長が必要と認める経費とする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除く。

- (1) 国内販路開拓支援事業
 - ア 小間料
 - イ 小間装飾料
 - ウ 商品搬送費
- (2) 海外販路開拓支援事業
 - ア 小間料
 - イ 小間装飾料
 - ウ 商品搬送費
 - エ 旅費交通費（旅費交通費とは、宿泊費及び航空賃（燃料特別付加運賃・航空施設使用料・航空保険

料等含む)である。また、宿泊費は1人1泊につき1万円以下で航空賃は1人往復5万円以下で、ともに2人分を限度とする。)

オ 展示物及び配布物作成費(翻訳費を含む)

(3) オンライン販路開拓支援事業

ア 出展料

イ 商品搬送費

ウ オンライン展示会出展のための環境整備に係る委託費(コンテンツ作成委託費・動画制作委託費・翻訳ツール導入委託費・通訳翻訳費等)

(補助期間)

第6条 補助期間は、補助金の交付の決定を受けた年度内とする。ただし、当該事業に係る展示会に関して支出された経費については、市長が認める場合に限り、交付決定を受けた年度の前年度に支出したものを含めることができる。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じた額以内とし、千円未満は切り捨てるものとする。この場合において、補助率及び補助金の限度額は、次の表のとおりとする。

事業名	補助率	限度額
国内販路開拓支援事業	1/2	20万円
海外販路開拓支援事業	1/2	40万円
オンライン販路開拓支援事業	1/2	20万円

2 前項の規定により算出された額(以下「算出額」という。)の合計額が予算額を超える場合は、予算の範囲内において、各申請者の算出額に、当該合計額に対する予算額の割合を乗じて得た額を補助金の額とすることができる。

3 前項の規定により按分により算出された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(募集)

第8条 補助の対象とする事業の募集は、公募により行うものとする。ただし、公募により難しい特別な事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。

2 市長は、年度内に複数回募集を実施する場合、募集回ごとの予算配分を定めることができる。この場合において、各募集回の予算執行状況に応じて、次回募集に予算を充当することができる。

(補助金の交付の申請等)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(別紙様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 参加企業名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請は、第4条各号に掲げる事業のいずれか一つとする。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該事業の内容が適当と認められるものについて、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(別紙様式第2号)を交付するものとする。

2 前項の場合において、申請状況により、算出された補助金の合計額が第8条第2項に規定する募集回ごとの予算配分を超えるときは、市長は、その範囲内において、算出された補助金の額に応じて按分し、交付額を決定することができる。

3 前項の規定により按分して算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 市長は、第1項の補助金の交付の決定を行う際に、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができるものとする。

(事業計画の変更)

第11条 前条の規定による補助金交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容その他申請に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ「事業計画変更・中止・廃止・承認申請書・事業計画取下申請書」(別紙様式第3号)に「変更事業計画書」、「変更収支予算書」を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更がなく、かつ補助対象経費の増減が20パーセント以内である場合は、この限りでない。

2 市長は、前項前段の規定により補助金の交付決定の内容を変更したときは、補助金交付決定変更通知書(別紙様式第6号)によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

3 前項の場合において、補助対象経費が増額となった場合であっても、補助金の額は、当初の交付決定額を超えないものとする。

(事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は補助対象事業を中止、廃止又は取下げする場合には、あらかじめ「事業計画

変更・中止・廃止・承認申請書・事業計画取下申請書」(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 中止、廃止又は取下げした補助対象事業に係る経費は全て補助対象外とする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、当該事業が完了した後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(別紙様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に関する領収書等の写し
- (4) 補助対象事業の実施内容を確認できる資料(写真等)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定と交付)

第14条 市長は、前条の「実績報告書」を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「補助金交付額確定通知書」により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の場合において、補助対象経費が増額となった場合であっても、補助金の額は、当初の交付決定額を超えないものとする。

3 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、「請求書」により市長に請求しなければならない。

4 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、随時事業の遂行状況を求めることができるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は2011年(平成23年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は2012年(平成24年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は2012年(平成24年)12月1日から施行する。

附 則

この要綱は2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は2019年（令和元年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は2021年（令和3年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は2022年（令和4年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は2024年（令和6年）3月1日から施行する。

附 則

この要綱は2025年（令和7年）3月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。

2 補助の対象とする事業の募集に係る手続は、この要綱の施行前においても行うことができる。